2018 年度　平安女学院大学　日本国憲法

第４回「Ⅲ．基本的人権：精神的自由権　①心の自由」

2018.05.10.　佐藤

はじめに

1.前回講義

1)内容：論点→外国人が管理職の公務員つくことは国民主権原理から禁止されるのか否か、
法→国民主権、外国人、東京都管理職受験事件・最高裁判決、
諸説→特別永住者も外国人なので国民主権原理から就労できない、
一律排除はおかしく、可能な公務員の職務もある
特別永住者も実態からすると「国民」である

2)Reading Assignment に関する設問についての解説

①国民主権原理に照らし就任の可否を区別する必要があり、公権力を行使することなく、公の意思の形成に参画する蓋然性が少なく、統治作用に関わる程度の低い管理職もいるので、外国人の一律排除は違憲。

②住民の生活に直接間接の重大なかかわりを有するものと解し
国民主権の原理に基づき、国及び地方公共団体による統治の在り方については日本国の統治者としての国民が最終的な責任を負うべきであり、原則として日本の国籍を有する者が就任することを予定

2.今回講義

1)本日の予定：憲法　国民主権→基本的人権（自由権）→新しい人権→平和主義→統治機構

3.Reading Assignment に関する設問：以下の設問に対する解答を、自己点検用紙に書きなさい。

①最高裁は、「日の丸」掲揚、「君が代」規律斉唱は、どのような性質を有すると述べているか。

②最高裁は、起立斉唱行為を命じるのは、どのような面があることを否定し難いと述べているか。

１．事例から

1)幼児・初等教育の事例：森友学園（塚本幼稚園）［資料：アエラ 2017 年 3 月 6 日付］

2)最高裁判決の事例：君が代不起立事件［資料：朝日新聞 2012 年 1 月 17 日付］

→ここから、講義の「論点」を導き出してください。

２．心の自由

1)基本的人権

2)精神的自由

1.思想良心の自由　→　宗教へ　2.信教の自由　　←両者を併せて「心の自由」と呼んでおきます
学問へ　*.学問の自由
表現へ　次回：表現の自由

＊精神的自由の重要性については次回：表現の自由、の回で解説します

3)心の自由

1.憲法 19 条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」

2.憲法 20 条「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する」
「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」

4)歴史

1.思想良心の自由：治安警察法・治安維持法で自由主義思想の弾圧
教育勅語で天皇主義思想の強要

2.信教の自由：国家神道

5)内容

0.ヨーロッパでは、「良心」と「信教」とは同一の扱い。
日本国憲法では、「良心の自由」とは別に「信教の自由」を規定したのは、国家神道排除のため

1.思想良心の自由：a)特定の考えの強制の禁止、b)沈黙の自由、c)内心に反する行為の強制

2.信教の自由：a)信仰する自由、b)しない自由、c)宗教行為の自由、d)宗教結社の自由
政教分離

6)幼児・初等教育現場で問題なること

1.思想良心の自由：a)特定の考えの強制の禁止：謝罪、生徒指導

b)沈黙の自由　　：内申書

[資料:厚生労働省「公正な採用成功をめざして」

←文部科学省が入学者選考についても同様の通達]

c)内心に反する行為の強制：国旗国歌

2.信教の自由：エホバの信徒の剣道実技拒否

政教分離：教団が背景にある学校

3.子どもの心の自由を大切にすること

３．心の自由と職務命令

1)最高裁判決

1.事例

国旗に対して起立、国家斉唱、あるいはピアノ伴奏の業務命令。それを拒否した事例

1989 年の学習指導要領によって、入学式・卒業式で国旗掲揚・国歌斉唱を指導する、ことになっている

それにもとづいて、教育委員会が通達、校長が職務命令

1999 年に国旗国歌法が制定され、国旗は日章旗、国歌は君が代と定められた

その際に、強制はしないと当時の政府は説明

他方で、戦前の天皇主権を反映したものであり、戦争遂行につながったものとして反対する意見も

2.裁判例

関連する最高裁判決は 10 件以上あるが、そのほとんどに補足意見さらには反対意見が付されている。

3.判決内容

0)共通部分：国旗国歌についての職務命令が内心の自由に対する制約の側面を有すること

1)多数意見：多数の人にとってはどうかで判断

→拒否は一つの選択肢であり、信念とのその行動が必然的に結びつくものではない

したがって、業務命令が内心の自由を直接に侵害するものではない

2)反対意見：当該個人がどう感じるかで判断

→業務命令を受けた行為は、当該個人にとっては苦痛

したがって、業務命令は内心の自由を侵害する

2)諸説

1.内心と行動との関係を多数の人の考えから判断する

2.当該個人がどう感じるかで判断する

[自己点検]

1)Reading Assignment に関する設問への解答

2)自己点検

a)講義の論点　　←論点とは、Yes/No で答えられる具体的な問題点

b)論点にかかわる法状況　　←「法」とは、法律（この講義の場合には憲法も含む）と判例法

c)論点についての諸見解　　←諸見解とは、学説であり、最高裁判決でもあります

*最高裁判決は、ルールですから「法」ですが、同時に一つの見解にすぎないものでもあります。

3)自由記述　a)講義に関する質問　b)その他

[課題提出者数]

	4/12	4/19	4/26	5/10	5/17	5/24	5/31	6/07	6/14	6/21	6/28	7/05	7/12	7/19	7/26
保育(71)	71	70	69												
子供(67)	65	65	66												

[次回講義への Reading Assignment]

阪口正二郎「名誉棄損と事前差止」憲法判例百選Ⅰ［第 6 版］(2013 年)152 頁